

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則(管理課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

- 一 契約保証人を廃止することとした。(第九条、第五十条関係)
- 二 工事材料の検査期間の設定等請負契約関係の明確化を図ることとした。(第九条、第五十条以外の条関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四一 この規則は、平成八年七月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年六月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十八条の二」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第二十七条中「又は大部分」を「若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」に改める。

第二十八条中「と(いう。）」の下に「商号又は」を加える。

第二十九条中「その他第三者の権利の対象となつてゐる施行方法」を「実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)

の対象となつてゐる工事材料又は施工方法その他工事的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)」に、「施工方法を指定した」を「工事材料又は施工方法等を指定した」に、「設計図書に特許権その他第三者の権利」を「設計図書に特許権等」に改める。

第三十条第三項第一号中「工事の施工」を「請負契約の履行」に、「その者の」を

「その」に改め、同項第二号中「工事」を「設計図書に基づく工事」に改め、同項第三号中「工事の工程」を「設計図書に基づく工程」に、「立会」を「立会い」に改め、「若しくは検査」の下に「(確認を含む。第三十四条において同じ。)」を加える。

第三十三条を次のように改める。
(工事関係者に関する措置の要求)

第三十三条 知事は、現場代理人がその職務(主任技術者等と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認めるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 知事又は監督員は、主任技術者等(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他請負者の使用人並びに下請負者等及びその使用人で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

第三十四条第三項中「求められた」を「請求された」に、「遅滞なく」を「当該請求を受けた日から七日以内に」に改め、同条第五項中「遅滞なく」を「当該決定を受けた日から七日以内に」に改め、同条第六項中「搬入した」を「搬入済みの」に改める。

第三十五条の見出し中「立会、」を「立会い及び」に改め、同条第一項及び第二項中「立会のうえ」を「立会いの上」に、「当該立会」を「当該立会い」に改め、同条第三項中「要求」を「請求」に、「遅滞なく」を「当該請求を受けた日から七日以内に」に改め、同条第四項中「立会」を「立会い」に、「求められた」を「請求された」に、「遅滞なく」を「当該請求を受けた日から七日以内に」に改め、同条第五項中「立会又は見本検査をしない」を「立会い又は見本検査の請求に七日以内に応じない」に、「当該立会」を「当該立会い」に、「要求」を「請求」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、請負者の負担とする。

第三十六条第三項中「知事又は監督員は」を「監督員は」に、「立会を受けて」を「立会いを受けて、知事の負担において、」に、「その品質」を「その品名、数量、品質」

に、「遅滞なく」を「直ちに」に、「知事又は監督員に」を「知事に」に改め、同条第四項中「前項後段」を「第三項後段又は前項」に、「品質等の変更をしなければ」を「品質、規格若しくは性能の変更をし、又は理由を明示した書面により、当該通知に係る支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求しなければ」に改め、同条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 請負者は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品について前項の検査で発見することが困難であつたかがあり、これを使用することが適当でないとき認めるときは、直ちにその旨を知事に通知しなければならない。

第三十六条第六項後段を削り、同条第七項を次のように改める。

7 知事は、前二項の場合において、必要があると認めるときは、工期若しくは請負代金の額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第三十六条第八項中「請負者は」の下に「、設計図書に定めるところにより」を加え、「工事の内容の変更その他の理由により」を「設計図書の変更等によつて」に改め、「貸与品があるときは、設計図書で定めるところにより、当該支給材料又は」を削る。

第三十七条中「施工」を「施工部分」に、「指示による等」を「指示による」ときその他に、「理由」を「事由」に、「第四十条第一項後段及び第二項の規定を準用する」を「知事は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない」に改める。

第三十八条第一項中「知事又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

第三十八条に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

(設計図書と工事現場の状態との不一致等の場合の措置)

第三十九条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く)。

二 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。

3 知事は、請負者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む)を取りまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 知事は、前項の調査の結果において第一項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 知事は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第四十条 知事は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知し

て、設計図書を変更することができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。
(工事の中止)

第四十条の二 知事は、工用地その他設計図書に定めた工事の施工上必要な用地(以下「工用地等」という。)の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて請負者の責めに帰すことのできないものにより工地的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認めるときは、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 知事は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 知事は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは使用人、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第四十一条中「理由」を「事由」に改める。

第四十二条から第四十四条までを次のように改める。
(工期の短縮等)

第四十二条 知事は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

2 知事は、この規則の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 知事は、前二項の場合において、必要があると認めるときは請負代金の額を変更し、

又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(賃金水準又は物価水準等の変動に基づく請負代金の額の変更)

第四十三条 知事又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に、日本国内の賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不当となつたと認めるときは、それぞれ相手方に対し、当該請負代金の額の変更を請求することができる。

2 前項の規定は、同項の規定による請負代金の額の変更をした後、さらに請負代金の額の変更をする場合について準用する。この場合において、同項中「当該請負契約の締結の日」とあるのは「直前のこの条の規定(次項の規定を除く。)による請負代金の額の変更の請求のあつた日」と読み替えるものとする。

3 知事又は請負者は、工期内に特別な要因により主要な工事材料の価格に著しい変動を生じた場合において、請負代金の額が不当となつたときは、前二項の規定によるほか、当該請負代金の額の変更を請求することができる。

4 知事又は請負者は、予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不当となつたときは、前三項の規定にかかわらず、当該請負代金の額の変更を請求することができる。

5 第一項、第三項及び前項の場合において、請負代金の額の変更額については、知事と請負者が協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあつては、知事が定め、請負者に通知する。

6 前項の協議開始の日については、知事が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、知事が、第一項、第三項又は前項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、知事に通知することができる。

第四十四条 削除

第四十五条第一項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「とつた」を「採つた」に、「遅滞なく」を「直ちに」に改め、同条第四項中「とる」を「採る」に、「求める」を「請求する」に改め、同条第五項中「とつた」を「採つた」に改める。

第四十六条中「損害額」を「損害による費用」に、「理由」を「事由」に、「損害については、この限りでない」を「損害(第七十三条第一項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)については、知事が負担する」に改める。

第四十七条及び第四十八条を次のように改める。

(第三者に及ぼした損害)

第四十七条 請負者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第七十三条第一項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち知事の責めに帰すべき事由により生じたものについては、知事が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、請負者が負担する。

3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、知事と請負者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第四十八条 請負者は、工事的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定められたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で、知事又は請負者の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(請負者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたもの及び第七十三条第一項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。

3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、知事に対し、損害に

よる費用の負担を請求することができる。

4 知事は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済み工事材料若しくは建設機械器具であつて第三十四条第二項、第三十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第二項の規定による検査、立会いその他請負者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金の額の百分の一を超える額を負担しなければならない。

5 前四項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。

第四十九条の見出しを「請負代金の額の変更に代える設計図書の変更」に改め、同条中「、第四十条」を「から第四十条の二まで」に、「費用を負担すべき場合を含む。」を「又は費用を負担すべき場合」に改め、「額の増額」の下に「又は負担額」を加え、「工事の内容」を「設計図書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、知事が定め、請負者に通知する。

第四十九条に次の一項を加える。

2 第四十四条第六項の規定は、前項の協議開始の日について準用する。この場合において「第一項、第三項又は前項の請求を行った日又は受けた日」とあるのは「請負代金の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日」と読み替えるものとする。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

第五十二条第一項中「通知があつたときは、その日から起算して」を「通知を受けたときは、通知を受けた日から」に改め、同条第三項中「ときは、工事的物を破壊し」を「ときは、その理由を請負者に通知して、工事的物を最小限度破壊し」に、「破壊させ」を「最小限度破壊させ」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項

中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五十六条第二項中「指定部分に対応する」を「部分引渡しに係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により準用される第五十九条第一項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定した額とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、知事と請負者が協議して定める。ただし、知事が前項の規定により準用される第五十九条第一項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、知事が定め、請負者に通知する。

第五十七条第一項中「同意」を「承諾」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、第一項の規定により工事的物の全部又は一部を使用したことによつて請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第五十八条第二項中「遅滞なく」を「直ちに」に改め、第二章第三節同条の次に次の一条を加える。

（履行遅滞の場合における損害金）

第五十八条の二 知事は、請負者がその責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、損害金の支払を請負者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年八・二五パーセントの割合で計算して得た額とする。

第五十九条第二項中「その日から起算して」を「当該請求を受けた日から」に改め、同条第三項中「理由」を「事由」に、「その期間」を「その期限」に、「こえる」を「超える」に、「こえた」を「超えた」に改める。

第六十条第二項中「工事の内容の変更その他の理由により」を削る。

第六十一条第一項を次のように改める。

請負者は、前条の規定による前払金の支払を請求しようとするときは、請求書を知

事に提出するとともに、保証契約の証書を寄託しなければならない。

第六十一条第二項中「その日から起算して」を「当該請求を受けた日から」に改める。

第六十二条第一項中「工事の内容の変更その他の理由により」を削り、「こえる」を「超える」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認めるときは、請負者と協議して返還させるべき額を定めることができる。ただし、請負代金の額が減額された日から十四日以内に協議が整わない場合には、知事が別に定め、請負者に通知する。

第六十三条中「動力費」の下に「、支払」を加える。

第六十四条を次のように改める。

(保証契約の変更等)

第六十四条 請負者は、前払金の支払を受けた工事について、請負代金の額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証契約の証書を直ちに知事に寄託しなければならない。

第六十五条第一項を次のように改める。

知事は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第三十四条第二項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り)に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額の部分払をすることができる。

第六十五条第三項中「請負代金の額に相当する額」を「請負代金相当額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の部分払は、請負代金の額が百万円以上の工事で、同項の請負代金相当額が請負代金の額の四十パーセントを超える場合に限りすることができる。

第六十六条第一項中「部分払金の支払」を「部分払」に、「工事の」を「当該請求に

係る」に、「搬入した」を「搬入済みの」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「その日から起算して」を「請求を受けた日から」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通知があつた」を「通知を受けた」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項前段の場合において、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事出来形部分等確認願を受理した日から十四日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

第六十七条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第六十八条第一項中「第六十六条第三項」を「第六十六条第四項」に、「求めた」を「請求した」に、「遅滞なく」を「その理由を明示した書面により直ちに」に改め、同条第二項中「第四十条第二項」を「第四十条の二第三項」に改める。

第六十九条を次のように改める。

(知事の解除権)

第六十九条 知事は、請負者が次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工期に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。

三 第三十二条に規定する者を選任しなかつたとき。

四 前三号に掲げるときのほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第七十一条第一項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

2 請負者は、前項の規定により請負契約が解除された場合においては、請負代金の額の十分の一に相当する額を違約金として知事の指定する期間内に支払わなければならない

ない。

3 知事は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていたときは、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

第七十条第一項中「前条第一項に規定するもののほか、工事の完成前において必要があると認めるときは」を「工事が完成するまでの間は、前条第一項の規定によるほか、必要があるときは」に改め、同条第二項中「解除した場合において、」を「解除したことにより」、「その損害を」を、「その損害を」に改め、同条第三項を削る。

第七十一条第一項中第一号を削り、同項第二号中「第四十条第一項」を「第四十条」に、「工事の内容が変更された」を「設計図書を変更した」に改め、同項中同号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第四十条の二第一項及び第二項の規定による工事の施工の中止期間が工期の三分の一（工期の三分の一が四月を超えるときは、四月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後二月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第七十一条第一項中第三号を削り、同項第四号中「その違反により工事を完成すること」を「その違反によつて請負契約の履行」に改め、同項中同号を第三号とし、同条第二項を次のように改める。

2 請負者は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を知事に請求することができる。
第七十二条を次のように改める。

(解除に伴う措置)

第七十二条 知事は、請負契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相應する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

3 知事は、第一項の場合において、第六十条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額（第六十五条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相應する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第六十九条の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年八・二五パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第七十条又は前条の規定によるときにあつては、その余剰額を知事に返還しなければならない。

4 請負者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、知事に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 請負者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を知事に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 請負者は、請負契約が解除された場合において、工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、知事に明け渡さなければならない。

7 知事は、前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、請負者に代つて当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。

この場合においては、請負者は、知事の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、知事の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第四項前段及び第五項前段に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第六十九条の規定による時は知事が定め、第七十条又は前条の規定による時は、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、知事が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

第七十三条第一項中「その他の保険に付すべき」を「その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付すべき」に改め、同条第二項及び第三項中「遅滞なく」を「直ちに」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に請負契約を締結し、又は入札の通知をしている工事については、なお従前の例による。